

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月1日

【会社名】 株式会社U B I C

【英訳名】 UBIC, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本 正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463 - 6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石井 静太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463 - 6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石井 静太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年4月1日（月）開催の取締役会において、米国NASDAQ（以下「NASDAQ」という。）より当社普通株式を原株とする米国預託証券（以下「本件ADR」という。）のNASDAQ上場承認が得られること、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）その他の関連諸機関からの承認が得られること、及びその他の法令又は規則に基づき必要な手続が完了していることを条件として、本件ADRを米国その他の海外市場において募集（以下「本件ADR募集」という。）することを決議しました。この結果、同地域内において本件ADR募集が開始されることとなりましたので、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、当社は、Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLC（以下、2社をまとめて「主幹事引受証券会社」という。）を割当先とする、（1）本件ADR募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分以外（以下「本件原株式対象部分」という。）に係る本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件原株式」という。）の発行及び募集（以下「本件原株式募集」という。）並びに（2）本件ADR募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分（以下「オーバーアロットメント対象部分」という。）に係る本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件オーバーアロットメント対象株式」という。）の数を上限とする当社普通株式の発行及び募集（以下「本件オーバーアロットメント対象株式募集」という。）を予定しています。

ただし、本件ADRの発行及び本件ADR募集並びにそれに伴う本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集は、NASDAQにおける本件ADRの上場について、NASDAQより本件ADRのNASDAQ上場承認が得られること、SECその他の関連諸機関からの承認が得られること、及びその他の法令又は規則に基づき必要な手続が完了していることを条件とします。

2 【報告内容】

（1）有価証券の種類

当社普通株式を原株とする預託証券

本件ADRは、当社普通株式を表章します。本件ADRを保有する投資家は、本件ADRに代えて、その表章する当社普通株式の交付を受けることができます。

（2）発行数

未定

（注）本件原株式対象部分に係る本件ADR及び本件オーバーアロットメント対象部分に係る本件ADRがいずれも上限まで発行された場合、両本件ADRの比率は100対15となります（予定）。

本件ADRの発行数は、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行数とともに、本件ADRの発行及び本件ADR募集に要するSECその他の関連当局からの承認等を得た後に決定される予定です。

（3）発行価格

未定

(4) 発行価額

未定

(5) 資本組入額

該当事項なし

(注) 本件原株式の発行及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行には、それぞれ資本組入額があります。この場合の資本組入額は、下記(7)(注)記載の各資本組入額の総額を本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行数でそれぞれ除した金額とします。

(6) 発行価額の総額

未定

(7) 資本組入額の総額

該当事項なし

(注) 本件原株式の発行及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行には、それぞれ資本組入額があります。この場合の各資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(8) 預託証券の内容

本件ADRは、当社普通株式に関して当社から剰余金の配当、残余財産の分配その他の資産の分配が行われる場合には、本件ADRの保有者は、法令その他一定の制限がある場合を除き、当社及び預託銀行の間で締結予定の預託契約(以下「本件預託契約」という。)の規定に従い、本件ADRが表章する当社普通株式の数に応じて、預託銀行(The Bank Of New York Mellon)を通じて、その利益を享受することとなります。本件ADRを保有する投資家は、法令その他一定の制限がある場合を除き、本件預託契約の規定に従い、本件ADRが表章する当社普通株式の議決権の数に応じて、預託銀行に対して、当社株主総会での議決権の行使を指図することができます。

(9) 預託証券が表章する株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。当社の単元株数は、10株です。

(10) 発行方法

本件ADRは、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の預託を受けた預託銀行であるThe Bank Of New York Mellonにより発行され、主幹事引受証券会社が引受けし、投資家向けに販売されます。

(11) 引受人の名称(主幹事引受証券会社)

Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLC

(12) 募集を行う地域

米国その他の海外地域

(13) 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

未定

(14) 新規発行年月日

未定（平成25年4月から5月中を予定）

(15) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

N A S D A Q

(16) その他の事項

発行済株式総数及び資本金の額（平成25年4月1日（月）現在）

発行済株式総数 3,193,136株（いずれも普通株式）

資本金の額 602,993,000円

安定操作に関する事項

該当事項なし